２　企業価値担保権に関するこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、第十六条第一項第三号、第四項第三号及び第四号、第七項第一号から第四号まで並びに第八項、第二十二条第三項及び第八項、第二十三条第二項第三号、第三項第二号イからハまで並びに第七項第一号の二から第六号まで及び第八号から第十一号まで並びに第三十九条第一項第一号、第三号及び第四号ホ並びに第二項の規定は、適用しない。

第五条第一項	令第十八条第一項	信託業務を営む金融機関が事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第二十二条第一項	信託業務を営む金融機関
	信託業務を営む金融機関	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社である場合	
	その他の金融機関	信託業務を営む金融機関がその他の同項に規定する企業価値担保権信託会社である場合	
第十二条第二号		自己又はその利害関係人（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号並びに第二十三条第二項第四号及び第六項において同じ。）の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為（委託者の保護に欠けるおそれのないものを除く。）その他の自己又は利害関係人	自己又は利害関係人（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。第二十三条第二項第四号及び第六項において同じ。）
第十六条第一項第一号	種類及び価額又は数量		種類
第十六条第一項第二号	信託財産の権利の移転に関する事項（信託財産事項を含む。）		信託財産事項